

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高取町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年八月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（道路台帳データ整備）
- 二 測量の地域 高市郡高取町地内
- 三 測量の期間 平成二十九年八月二十五日から平成三十年三月十九日まで